

福岡市空き家バンク物件登録申請チェックシート【空き家用】

<申請者の要件>

チェック	要件
☐	暴力団員でない者（法人の場合は、その役員が暴力団員でない）
☐	暴力団及び暴力団員と密接な関係がない者

<空き家の要件>

チェック	要件
☐	一戸建ての建築物（居住専用住宅）又は店舗兼用住宅（店舗等の用に供する部分の床面積が延床面積の概ね 1/2 未満のもの）で、市内に所在するものであること （※店舗、事務所などの居住以外の用途のみの物件は対象外です。）
☐	不動産事業者等と専属専任媒介契約、専任媒介契約、一般媒介契約のいずれの契約も締結していないこと ※登録事業者と専属専任媒介契約又は専任媒介契約を締結している場合を除く。
☐	特定空家等でないこと（空家対策の推進に関する特別措置法第2条第2項）
☐	建築基準法に基づく是正指導を受けていないこと
☐	登記が完了していること
☐	所有者等の権利関係が整理されていること
☐	物件を共有している場合、共有者の同意を得ていること



上記要件を全て満たす場合、福岡市空き家バンクへの登録申請が可能です
（申請書類等については、次ページ以降をご参照ください）

お問い合わせ・申請書類提出先

福岡市住宅都市みどり局
住宅計画課

福岡市中央区天神 1－8－1
TEL：092-711-4598 FAX：092-733-5589
MAIL：j-keikaku.HUPB@city.fukuoka.lg.jp

<申請書類>

チェック	No.	提出書類	取得先
☐	①	福岡市空き家バンク登録物件申請書兼同意書 (様式第 10 号)	福岡市HP
☐	②	登記事項証明書の写し	法務局
☐	③	固定資産税公課証明書の写し又は固定資産税公課証明書に準ずるもの(固定資産税納税通知書など)の写し ※物件登録時の提出が難しい場合は、媒介契約時までに提出	各区役所課税課 等
☐	④	現況を確認できる写真	
☐	⑤	— 該当される方のみ — 店舗兼用住宅の場合は、店舗部分と住宅部分の床面積が分かる書類(建築平面図等)	
☐	⑥	— 該当される方のみ — 所有者が法人の場合は、役員等名簿(様式第 2 号)	福岡市HP

① 福岡市空き家バンク物件登録申請書兼同意書(様式第 10 号)

- 福岡市ホームページよりダウンロードできます。
(くらし・手続き → 住まい・引越し → 空き家の流通促進 → 福岡市空き家バンク)
URL : https://www.city.fukuoka.lg.jp/jutaku-toshi/jigyochousei/life/soudan/top_2_4.html
- 記入方法・内容等に不明な点等がある場合は、福岡市住宅計画課までお問合せ下さい。

② 登記事項証明書の写し

- 登記事項証明書は所有者等を確認するものとして、不動産取引の際に参考、必要となる書類のひとつです。
- 登記事項証明書は、窓口、郵送又はオンラインでの請求により取得できます。
請求方法、申請書類の記載方法などの詳細については、法務局にお問合せ下さい。

<窓口又は郵送取得の場合>

※連絡先等は R8.1 時点

名称	電話番号	住所
福岡法務局(本局)	092-722-4725	〒810-8513 中央区舞鶴 3-5-25
西新出張所	092-846-8121	〒814-8524 早良区祖原 14 番 15 号

<オンライン取得の場合>

- 登記・供託オンライン申請システムにより取得することができます。詳細は、当該システムホームページ（<https://www.touki-kyoutaku-online.moj.go.jp/>）をご確認下さい。

【参考】※法務局ホームページ（http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/category_00002.html）
法務局ホームページに、登記事項証明書等の交付請求に係る説明資料が掲載されていますので、ご参照ください。

- 土地・建物の登記事項証明書の請求方法
(PDF：登記事項証明書の交付を請求するには、どうしたらよいのですか？)

③ 固定資産税公課証明書の写し又は固定資産税公課証明書に準ずるものの写し

◆ 固定資産税公課証明書（土地・家屋公課証明書）

- 固定資産税公課証明書は、固定資産評価証明書の内容に加えて、固定資産税の課税標準額（税の計算のもととなる額）および税相当額（実際に課税される額）、都市計画税の課税標準額および税相当額が記載されたもので、不動産取引の際に参考となる書類のひとつです。
- 固定資産税公課証明書（土地・家屋公課証明書）は、窓口又は郵送で取得できます。詳細については、各窓口等へお問合せ下さい。

<窓口取得の場合>

※連絡先等は R8.1 時点

各区役所納税課	電話番号	住所
東区	092-645-1021	〒812-8653 東区箱崎 2 丁目 54 番 1 号
博多区	092-419-1022	〒812-8512 博多区博多駅前 2 丁目 8 番 1 号
中央区	092-718-1049	〒810-8622 中央区大名 2 丁目 5 番 31 号
南区	092-559-5031	〒815-8501 南区塩原 3 丁目 25 番 1 号
城南区	092-833-4024	〒814-0192 城南区鳥飼 6 丁目 1 番 1 号
早良区	092-833-4318	〒814-8501 早良区百道 2 丁目 1 番 1 号
西区	092-895-7013	〒819-8501 西区内浜 1 丁目 4 番 1 号

出張所	電話番号	住所
早良区入部出張所	092-804-2011	〒811-1102 早良区東入部 2 丁目 14 番 8 号
西区西部出張所	092-806-9431	〒819-0367 西区西都 2 丁目 1 番 1 号

証明サービスコーナー	電話番号	住所
千早証明サービスコーナー	092-674-3983	〒813-0044 東区千早 4 丁目 21 番 45 号（なみきスクエア内）
天神証明サービスコーナー	092-733-5222	〒810-8620 中央区天神 1 丁目 8 番 1 号 市役所 1 階（情報プラザ内）
博多区証明発行コーナー	092-402-0799	〒812-8512 博多区博多駅前 2 丁目 8 番 1 号（博多区役所 2 階）

※その他、市内 34 箇所の郵便局でも取得できます。（ただし、請求者ご本人の証明に限ります。）

<郵送取得の場合>

名称	電話番号	住所
福岡市税証明 郵送請求センター	092-292-2069	〒812-8512 博多区博多駅前 2 丁目 8 番 1 号（博多区役所 9 階）

◆ 固定資産税公課証明書に準ずるもの（固定資産税・都市計画税の納税通知書）

- 「固定資産税・都市計画税の納税通知書」を、固定資産税公課証明書に準ずるものとして取り扱います。
- 「固定資産税・都市計画税の納税通知書」は、毎年4月に、各区役所から納税者の方（共有名義の場合は、通常、代表者の方）あてにお送りしています。詳細については、各区役所課税課にお問合せ下さい。

各区役所課税課	電話番号	住所
東区	092-645-1031(1033)	〒812-8653 東区箱崎2丁目54番1号
博多区	092-419-1032(1034)	〒812-8512 博多区博多駅前2丁目8番1号
中央区	092-718-1045(1047)	〒810-8622 中央区大名2丁目5番31号
南区	092-559-5051(5053)	〒815-8501 南区塩原3丁目25番1号
城南区	092-833-4036(4038)	〒814-0192 城南区鳥飼6丁目1番1号
早良区	092-833-4326(4328)	〒814-8501 早良区百道2丁目1番1号
西区	092-895-7019(7021)	〒819-8501 西区内浜1丁目4番1号

④ 現況を確認できる書類

- 現況を大まかに確認できる写真（敷地全体、建物外観、建物内部など）を、準備できる範囲でご提出下さい。

⑤ 店舗部分と住宅部分の床面積が分かる書類

- 店舗兼用住宅の場合は、店舗部分と住宅部分の床面積が分かる書類（建築平面図等）をご提出下さい。

⑥ 役員等名簿（様式第2号）

- 所有者が法人の場合は、役員等名簿（様式第2号）をご提出下さい。
- 福岡市ホームページよりダウンロードできます。
（くらし・手続き → 住まい・引越し → 空き家の流通促進 → 福岡市空き家バンク）
URL : https://www.city.fukuoka.lg.jp/jutaku-toshi/jigyochousei/life/soudan/top_2_4.html
- 記入方法・内容等に不明な点等がある場合は、福岡市住宅計画課までお問合せ下さい。